

各個人の事情・心配と生活保護

何故、夜間宿所の列は無くならない？答えは各自の胸の内

二段ベッドの夜間宿所から、生活保護の活用で豊かへ

誤解と思い込みとそれぞれの事情、生き様などなどー情報不足も！

一般的な情報を個別情報に加工して受け取る困難

夕方、ビラを配っていて、質問を受けました。

「生活保護が受けやすくなったことは、皆知っているはずなのに、何故、長くシエルターを利用している人たちは、今も列に並んでいるの？」

生活保護が、困窮の事実に基づいて、無差別平等、誰でも活用できるものであることは、一般的な情報として、広く伝わっていると思います。釜ヶ崎全域は言い過ぎだとしても、夜間宿所を利用する人やセンターを利用する人々の間ではー夜間学校のビラを作成し、配布しているものとしては、そう信じてたい。

では、なぜ、皆、生活保護を活用せず、夜間宿所や炊き出し、輪番就労に頼っている状態を維持しているのでしょうか。

一つには、一般的な情報・制度の説明を、個別情報ー自分に直接役立つ情報として受け取ることが出来にくいということがあるように思えます。

たとえば、無差別平等という言葉は、年齢について言えば、年齢によって差別しないことを意味していますが、自分の過去

の体験や、周囲から伝え聞いた話で、65歳以上は難しいと思っていれば、「65歳以上は無差別平等、誰でも生活保護を活用できる」と言い換えて受け取ることになります。

確かに、以前の市更相では敷金支給はありませんでしたし、相談に行っても「まだ若いから」と相談にならなかったこともあるでしょう。それが、自分自身の体験であれば、なおさら、年齢に関係なく、困窮の事実に基づいて、生活保護を受けることが出来るといわれても、にわかには信じることは出来にくいと思われま

す。しかし、選挙での政権交代が実現したように、世の中には変化が付きものです。市更相の対応も、生活保護の運用も、時々によって変わるものなのです。

最近では、「わしより若いのに生活保護、もらってる、わしも考えなくて」という声を聞くようになりましたから、「年齢は関係ない」ということが、事実として伝わり、浸透しているようにも思えます。

一般的な情報を、個別情報として受け取ることが出来にくい原因として、自分には特別な事情があるという思い込みがあり

ます。

人の人生は、それぞれにとって特別なものであり、それぞれの事情で成り立っていることは確かです。

しかし、社会保障制度、生活保護の制度は、それらの個人の特別性を丸呑みにして、機能します。

生活保護の申請に行くと、多分、生い立ちから現在に至るまでの概略を聞かれます。

ある人は、それを辻褃合うように説明しにくいから、自分は受けることが出来ないと思いきんでいました。生まれたところ、本籍地、卒業した小中学校の所在地がバラバラで、経歴として信じてもらえるかどうか心配していたわけです。

その人の心配は、表面はそれだけのことですが、内面では、小さいときの生活体験や家庭環境を原因とするこだわり・わだかまりがあつて、小さいときの生活履歴を人に話すことに抵抗があり、それが「一般と違う話なので通用するかどうか」不安ということになったのだらうと、推測されます。

このビラの書き手は、引越すたびに、住民票と一緒に本籍地も移していますし、生まれたところ、本籍地、卒業した小中学校の所在地もバラバラです。それを話し、そんなことはなんの支障にもならない、と説明したら、「そうか、わしでも申請できるのか」と安心されました。一般情報を、個人が得心して受け取れ、行動に結びつくように伝達することが、難しいのです。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。 西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。

定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。(定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われる。) おおさかし いがい しちょうそん すこ はや おも

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日(水)までとします。 にしなりろうどうふくし ていがくきゅうふきんしんせい そうだん ほかん がつ にち すい

また、9月30日(水)以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて おおさかし がつ にち すい いぜん にしなりろうどうふくし とど ていがくきゅうふきんしんせいしよ

大阪市および各市町村へ返送をいたします。 おおさかし かく しちょうそん へんそう

10月1日(木)以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。 がつ にち もく いこう ていがくきゅうふきんしんせいしよ あず ちゅうい

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。 がつ にち もく いこう ていがくきゅうふきんしんせい にしなりくやくしよ そうだん

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。 にしなりく いがい かく かくやくしよ かく しちょうそん そうだん

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」(無料配布中)

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06・6561・4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06・6658・8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。